

中央防災会議  
第 29 回議事録

内閣府政策統括官（防災担当）

中央防災会議（第 29 回）  
議事次第

日 時：平成 23 年 12 月 27 日（火）8：20～8：46  
場 所：官邸 4 階大会議室

1. 開 会

2. 会長発言（内閣総理大臣）

3. 議 題

（1）決定事項

- ・防災基本計画の修正について
- ・中央防災会議運営要領の改正について

（2）承認事項

- ・会長専決事項の処理について

（3）報告事項

- ・災害教訓の継承に関する専門調査会報告について
- ・防災対策推進検討会議の検討状況について

4. 閉 会

○平野内閣府特命担当大臣（防災） ただいまから「中央防災会議」を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しいところ、また朝早くからお集まりいただきましたこと、ありがとうございます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

早速でございますけれども、議事に入らせていただきます。

まず、中央防災会議会長であります、野田内閣総理大臣から御発言をいただきます。

○野田内閣総理大臣 大変年の瀬の慌ただしい中、お運びをいただきまして、私からも御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

今年、平成23年を振り返りますと、東日本大震災を始め国の内外において多種多様な災害が発生をいたしました。改めまして、亡くなられた皆様、被災をされた皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

想定外のことが起こったという言い訳は、もうこれからは通用しません。想定した以上のことが起こり得るという前提に立って、いかに備えるかが重要だと思います。

本日の会議におきましては、前回の中央防災会議で御報告いただいた「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告を踏まえた「防災基本計画の修正」が主な議題でございます。しっかりと御議論をいただき、防災対策を着実に推進していただきたいと思います。

どうぞよろしく願いします。

○平野内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

ここでプレスの報道の皆様方には退室していただきます。

（報道関係者退室）

○平野内閣府特命担当大臣（防災） それでは、議題に移らせていただきます。

議題につきましては、通して説明をいたしました後、御審議いただきたいと思います。

決定事項の「防災基本計画の修正」から報告事項の「防災対策推進検討会議の検討状況」までを一括して、中央防災会議幹事会会長であります、郡内閣府大臣政務官より御説明いたします。

○郡内閣府大臣政務官（防災担当） おはようございます。防災担当大臣政務官の郡でございます。

それでは、決定事項の「防災基本計画の修正」から報告事項の「防災対策推進検討会議の検討状況」まで、お手元の資料に沿って御説明を申し上げます。

まず、本日の会議で御決定いただきたい事項2件から御説明させていただきます。

1件目、「防災基本計画の修正について」でございます。

「防災基本計画」は、災害対策基本法に基づく計画で、各省庁の防災業務計画や地方公共団体の地域防災計画などの基本となるものでございます。前回の修正は平成20年2月でございまして、今回が東日本大震災の発生後、初めての修正となります。

お配りいたしております資料1-3が、今回決定していただく計画本文の新旧対照表で

すけれども、大変な量でございますので、修正のポイントをまとめました資料1-1を使って御説明をさせていただきます。

まず「修正の方針」をごらんいただきたいと思います。今回の修正では、9月28日に公表され、前回の中央防災会議で報告いたしました「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告内容の具体化を行うことを主眼としております。

「主な内容」といたしまして、大きく3点ございます。

1点目は、新たに津波災害対策編を設けることとしたということ。

2点目は、東日本大震を踏まえて、地震・津波対策に関する記述を抜本的に強化したこと。

3点目は、これ以外にも最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映を行ったことでございます。

まず、1点目に関して、1枚おめくりいただきまして、別紙をご覧ください。これは計画全体の編の構成を示した図でございますけれども、現行計画では上の図にございましており、津波対策に関する記述は「第2編 震災対策編」の1つの章として位置づけられておりました。

しかしながら、津波の被害、対策、これは地震の揺れによるものとは大きく異なっていることから、従来の章を拡充するものではなくて、下の図のように新たな編を設けまして、予防、応急対策、復旧・復興の各段階における対策を体系的に示すことが適当であると考えて「津波災害対策編」を創設したものでございます。

次に、1枚目にお戻りいただきまして、2点目の「東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化」について御説明をいたします。

専門調査会の提言内容は多岐にわたりますが、計画では、これらを踏まえて津波災害対策編の内容を構成するとともに、地震災害対策編についても、施策の充実を図ることとしております。主な内容は次の7点です。

まず1点目、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震想定及び津波想定を実施することとしております。

次に、2点目ですが、津波に関しては2つのレベルの津波を想定した上で、最大クラスの津波に対しては住民避難を軸とした総合的な対策を講じるなど、それぞれの対策の方向性を示しております。

3点目は、土地利用の規制や避難場所の整備を行って、津波到達時間が短い地域ではおおむね5分程度で避難が可能となるまちづくりを目指すこととしております。

4点目、迅速な非難など具体的な津波防災の知識を示すとともに、教育プログラムの開発や津波ハザードマップの整備等を進めることとしております。

5点目は、地震及び津波のそれぞれについて、研究・観測体制を充実させることとしております。

更に津波に関しては、6点目にありますとおり、受け手の立場に立った津波警報の発表、

携帯電話など多様な伝達手段の確保、避難支援の行動ルール化などを行うこととしております。

最後に7点目として、液状化対策、天井の落下対策など、地震の揺れによる被害の軽減策についても盛り込んでおります。

以上が地震・津波対策に関する主な修正点ですけれども、3ポツにありますように、風水害や火山災害など、このほかの災害につきましても、最近の災害などを踏まえた施策の見直しを行うこととしております。

修正案の説明は以上でございます。

なお、資料1-2でございますけれども、今回新設する「津波災害対策編」の要旨をまとめたものでございます。

また、資料1-1の3枚目の参考にありますとおり、今後も原子力災害も含め各種防災対策の進展を踏まえまして、継続的に計画を見直していく予定でございます。

1件目の「防災基本計画の修正について」は以上でございます。

次に、2件目でございますが「中央防災会議運営要領の改正について」でございます。資料2をごらんいただきます。本改正は、地域主権一括法による災害対策基本法の改正等に伴って行うものがございます。

主な改正内容は、地域主権一括法等により関係行政機関等に対する中央防災会議の指示規定が削除されたことに伴うものでございます。会長専決事項について、その後の会議での報告と承認が必要とされていたところ、報告のみとし、承認を不要とするものです。

2枚目の別紙が改正文で、3枚目の参考が新旧対照表でございます。お認めいただければ、本日より施行したいと考えております。

以上2件が決定事項でございます。

引き続き、承認事項につきまして御説明を申し上げます。先ほどの運営要領の改正とも関係するものでございますけれども、本日までに行った「会長専決事項の処理について」でございます。

資料3をごらんください。

平成22年4月に開催いたしました中央防災会議以降、本日までの間に、激甚災害の指定、総合防災訓練大綱の決定、都道府県の地域防災計画の修正など、合わせて56件を会長専決いたしました。それらの専決事項につきまして、御報告・御承認をお願いするものでございます。

最後に、報告事項につきまして2件御説明を申し上げます。

まず「災害教訓の継承に関する専門調査会報告」でございます。

資料4をごらんください。災害教訓の継承に関する専門調査会は、我が国が過去に経験をいたしました様々な大災害について、被災の経験と知恵を継承し、国民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、平成15年5月に設置されたものでございます。これまで25の災害につきまして報告書を取りまとめ、平成22年12

月 22 日をもちまして終了しております。

今回の報告は、平成 22 年 12 月に調査を終了した 1914 年の桜島の噴火、また、1948 年の福井地震についての報告をまとめたものでございます。

「災害教訓の継承に関する専門調査会報告」は以上でございます。

最後に「防災対策推進検討会議の検討状況について」御報告をいたします。

資料 5 をごらんください。防災対策推進検討会議は、前回 10 月 11 日に行われました中央防災会議において設置が決定された後、これまで 3 回にわたって開催をいたしました。2 枚目の別紙にありますとおり、座長は官房長官、座長代理は防災担当大臣であり、有識者委員のほか関係閣僚の皆様方にも委員として御参加いただいております。

1 枚目にお戻りをいただきまして、検討内容といたしましては、これまでに大きく 4 つのテーマについて御議論をいただいております。

まず「東日本大震災への応急対策等の総括」については、「東日本大震災における災害応急対策に関する検討会」の中間とりまとめを踏まえまして、参考 1 の資料によって御議論をいただきました。

次に「防災基本計画の見直し」につきましては、先ほど御説明をいたしました防災基本計画の修正案について、その概略や方向性をお示しし、御意見をいただきました。

また「全国防災対策費についての考え方」については、参考 2 に基づきまして「全国防災対策費」に関して、平成 24 年度予算編成の前に、これに充当すべき施策について御意見をいただいたところでございます。

最後に「災害対策法制のあり方」につきましては、「災害対策法制のあり方に関する研究会」の中間論点整理（案）を踏まえまして、参考 3 の資料により御議論をいただきました。また、次回の第 4 回の検討会議は、1 月中旬をめぐりに「三連動地震対策の見直し」「自然災害対応体制のあり方」等を議題として開催する予定でございます。

なお、5 回以降につきましては、これまでの検討状況を踏まえまして、議題及び開催日程を調整する予定でございまして、来年の春頃の中間報告、そして、夏頃の最終報告に向け、引き続き検討を進めてまいります。

説明は、以上でございます。

○平野内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

短い時間の中で大変盛りだくさんではございますけれども、審議に移らせていただきたいと思います。これらの議題につきまして、御質問、御意見等がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

○自見内閣府特命担当大臣（金融） 大変御苦勞されて、まとめられたと思いますが、今回私も東日本大震災を一委員として経験させていただいて、民主主義国家におけるリーダーの民主性と、しかし、同時に災害というのは寸時によって変わってくるわけですから、それを全体的にきちんと会長がどのようにオーダーするかということです。大変、民主主義国家について難しいところがあったわけですが、現実的には会長の専決事項を出した

ということは大変いいことだと思っています。

一番上は内閣総理大臣ですから、当然、そこはきちんと民主的にコントロールされているわけですから、こういったときは手っ取り早くぱぱっとやることは、国民の広い意味でのきちんと利益にかなっていると思いますので、是非、事務局は大変御苦労されたと思いますが、このことは大変いい決定だと私は思っております。

○平野内閣府特命担当大臣（防災） 渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 消防団長の渡邊と申します。

野田総理には先月、開催しました東日本大震災の消防殉職者慰霊祭につきまして、御出席誠にありがとうございます。

消防団は今回の災害では誠に残念なことに多くの殉職者を生んでしまいました。地元におりますので、災害後、直ちに活動を始め、住民の避難、救助、消火など不眠不休で懸命の活動を行いました。大災害ほど地域の最前線の消防機関として、大きな役割を果たさなければなりません。

どうか消防団の装備の改善などについて御配慮いただけますよう、お願いを申し上げます。

○平野内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ございましたら。

総務大臣、どうぞ。

○川端総務大臣 総務大臣です。

今、渡邊団長からお話がありましたけれども、本当に消防の皆さんが最前線で頑張っていて、殉職された方にお悔やみと同時に、本当に活動されたことに感謝を申し上げたいと思います。

第3次の補正予算では、消防団の安全対策設備の部分で今回、いわゆるライフジャケットあるいは夜間の投光器等々が非常に備えが不備であるということが明らかになりました。ここの部分は補正で早速にそういう安全装備品を手当てすることを含めまして、また、大規模災害における、先ほどもお話がありましたけれども、消防団の活動の在り方については、11月に消防庁に検討会を設けて議論を開始しているところであります。この検討会では水門などの自動化あるいは遠隔操作化の促進、消防団員の撤退基準の確立、情報伝達手段の多重化など、消防団員の活動の安全確保策として3月末までには一定の方向性を出したいと考えております。

また、消防団の装備の充実、団員の処遇改善などについても、来年夏を目途に最終報告をとりまとめて、地域コミュニティの核としての消防団の充実・強化を図りたいと考えております。

以上です。

○平野内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

国土交通大臣、どうぞ。

**○前田国土交通大臣** 資料4に災害の歴史の継承というものがありました。二十幾つか載っているわけなのですが、御紹介しようと思う気になったのは、八ッ場ダムについてはいろいろと御批判もある中で最終的に決断をするときに、実はこの歴史も相当大きな要素になっておりました。

1つは、ここに入っているカスリーン台風です。あのとき現場にいた方のお話も聞きました。対岸側の館林の方で堤防が震え始めて、そちらが切れるのではないかということで村人たちが集まった。そうしたら、対岸の埼玉県側が切れた。館林ですから、群馬県側ですね。そのときに堤防の上で踊りまくって、万歳をしたと言うのです。そういうことを聞くにつけ、首都圏のあの脆弱のところは絶対に水没させるようなことがあってはならないということは1つあるのです。

もう一つは、そこに天明の浅間の爆発というのがあります。1783年ですが、八ッ場ダムの地点に大体1億トン近い泥流が達しています。利根川との合流点に10mほどの落差ができて、滝のようであったということです。その後、この利根川流域の河床が随分上がって、江戸末期から明治、大正と随分と洪水が増えたという経緯があります。

ところで、この八ッ場ダムは専門家にいろいろ見ていただいた中では、むしろこの規模の最大1億トンぐらいがリミットだろうと言われているのですが、それをとめる効果もあるという感触を得た次第です。

やはり、この歴史の継承ということは非常に重要だなということを改めて思った次第であります。

以上です。

**○平野内閣府特命担当大臣（防災）** ありがとうございます。

泉田委員、どうぞ。

**○泉田委員** 今回の計画の改定、大変ありがとうございます。自治体としても最大限取り組んでまいりたいと思います。

加えて昨日、政府の原発事故の検証委員会の報告書が出ました。複合災害への対応、スケジュールにも示されておりましたが、こちらへの対応も引き続きよろしく願いたいと思います。

**○平野内閣府特命担当大臣（防災）** 複合災害につきましては、順次、検討に入ることによってテーマの1つには入れてございます。

そのほかにどうでしょうか。

どうぞ。

**○自見内閣府特命担当大臣（金融）** 何度も発言して恐縮ですけれども、今の国土交通大臣の話、私は全然知りませんで、そんなことをきちんと一般国民の耳あるいは目に届くように最大限の努力する必要があります。マスコミというのは面白おかしいことばかり言いますが、そういう基礎的な人の命に関する事実ですから、一度きちんと伝えるべきだと私は思っておりますので、是非、そうしていただければありがたいなと思っております。

○平野内閣府特命担当大臣（防災） よろしいでしょうか。

法務大臣、どうぞ。

○平岡法務大臣 所管外でありますけれども、基本計画を見ましたら、私が総務省にいたときに通信手段の確保ということが非常に重要だと思って、そのための検討会を立ち上げてやっていたのですが、新旧を見ますと、余り通信手段のところについては何の変更もないような状態にはなっているのですけれども、そういう検討結果を踏まえて何か基本計画の中にもっと通信確保の話とかということが必要ないのでしょうか。

せっかく三浦委員もおられるので、その辺の計画を教えてくださいと思います。

○平野内閣府特命担当大臣（防災） 三浦委員、どうぞ。

○三浦委員 基本計画そのものは考え方なので、具体的には総務大臣の下で今回の反省を踏まえて、いろいろな方面から検討を加えました。今、まだ具体的に進んでいるものと、そうではないものがありますけれども、2つ分けると、1つは災害に強いネットワークにしなければならないということでございます。これは多ルート化を進めるとか、あるいは衛星をもっと活用するとか。それから、いろいろなシステムも複数置くとか、いろいろな手段があります。それらをできるだけやっということが1つ。

今回、通信手段で音声がつながりにくかった。特に携帯。こういうことがございまして、音声をパケットで伝達するというのも考えようかということで、最後は安否が確認されても肉声を聞きたいという声が非常に強い。今までだと、音声は1回線確保しないとつながらなかったのですけれども、そういうパケット通信によって多少遅れても音声が届くような新しいサービスも開発しようということで、設備面、サービス面の両面から今、大臣の下でいろいろ検討していますし、我々事業者も既に具体的なサービスの開発に入っているところでございます。

長くなりましたが、以上です。

○平野内閣府特命担当大臣（防災） 通信手段につきましては、台風第12号のときもそうだったのですけれども、普通の通信手段が遮断されてしまうということは東日本大震災の中でも起こったことでありまして、これに対してどういう対応するかということについては、今、検討を進めています。

まず、衛星携帯という簡便な手段がございまして、それ自体の普及も随分遅れていますので、その普及を始めることから始めまして、さまざまな形で検討するということが大事なテーマだと思っていますので、それはまた別途、何かの形でまとまった場合には御報告する形にしたいと思います。

あと、そのほかにもございますか。

よろしいでしょうか。それでは、これらの議題につきましては、本日の案件については大変恐縮ですけれども、原案のとおりということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○平野内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

それでは、官房長官から一言、お願いをいたします。

○藤村内閣官房長官 本日は、民間の委員の皆様も年の瀬押し迫った中で早朝からお集まりをいただきましたことを改めて御礼を申し上げます。

防災対策の強化は省庁横断的に、そして、政府一丸となって取り組むべき重要な課題だと考えております。防災基本計画の本日の修正が決定をされましたが、今後、起こり得る大規模災害などに対応するため、引き続き、防災対策の見直しが必要であろうと思っております。

私が座長を務めます、今年10月から設置されました「防災対策推進検討会議」におきましても、引き続きしっかりと議論を進めていきたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

○平野内閣府特命担当大臣（防災） 最後に総理からも一言、よろしくお願いいたします。

○野田内閣総理大臣 防災基本計画の修正に当たりまして、皆様に御尽力をいただき、改めて感謝を申し上げます。

防災基本計画の修正を踏まえまして、平野防災担当大臣を中心に各省庁が連携をして、引き続き防災対策を着実に推進していただきたいと思います。

また、さらなる防災対策の充実・強化に向けて「防災対策推進検討会議」が中心となって、御議論を進めていただきますように改めてお願いをいたします。

今日は、ありがとうございました。

○平野内閣府特命担当大臣（防災） 本日の審議の内容等につきましては、この後の会見において私から記者発表することといたします。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

どうもありがとうございました。